



第3章

計画の基本理念等



第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

本町では、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域や家庭で共に生活ができるような社会を築いていくため、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう「共生社会」の実現をめざしてきました。

障がい者の生活については、日常生活における質的な向上とともに、一人の町民として自立や社会参加への意識が強まっているなかで、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。そのためには、共に自立した地域社会の構成員として認め、支えあうことが重要です。

本計画では、前計画の基本理念を引き継ぎ、地域での助け合いと公的な支援^{*}を両輪とした、誰もが穏やかに暮らしていける地域社会の構築をめざし、基本理念も引き続き「共に認め合い、支えあう共生のまち・五戸」とします。

▼基本理念

共に認めあい、支えあう共生のまち・五戸

2 基本方針

五戸町第2次障がい者計画で定めた基本方針については着実に各施策に取り組んできましたが、これらの施策については継続的に行うことの重要性が求められることを踏まえ、基本理念の実現に向けた施策推進のあり方を整理し、下記のように本計画の基本方針を設定しました。

基本方針1 きめ細やかな相談支援体制の充実

- 行政の窓口だけではなく、社会資源を活用した相談窓口の設置を推進していきます。
- 自らが必要なサービスを選択し、決定し、事業者や施設と対等な立場に立って契約を結ぶために、個々の生き方や生活状況に合わせたケアマネジメント[※]による相談支援体制を整備していきます。
- 精神障がい者や発達障がい者、難病[※]患者にとって、治療を担う医療機関や専門的相談を担う保健所など、関係機関の連携が不可欠であるため、関係機関の連携の構築を図るとともに、行政のコーディネーターとしての役割の強化と当事者活動などとの協働の視点も組み入れて推進していきます。
- 医療的ケアが必要な障がい児等及びその家族に対して相談に応じ、助言や支援をしていきます。

基本方針2 住み慣れた地域における自立生活への支援[※]

- 住み慣れた地域に暮らすことは、年齢や障がいの有無にかかわらず、地域社会における人と人とのつながりのなかで、自分らしい生き方を求めることです。
- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者[※]、難病[※]患者、医療的ケアが必要な障がい児、その他の心身の機能の障がい者など、日常生活や社会参加や活動に相当の制限を受ける人に対する支援[※]に向けて、町民への障がいに対する正しい理解の徹底を図り、共生社会実現という目標を共有します。また各関係機関と連携した個々のライフステージに即した支援をより充実していきます。

基本方針3 だれもが住みやすいまちづくり

- 公共施設などの建物や「まち」は、様々な人が集まり、様々な人が利用するところです。障がい者、高齢者や若者、子どもや妊婦など誰もが利用できる建物やまちの実現には、様々な人のニーズを把握することが不可欠です。施設やまちづくりの設計も含めたデザイン段階からの情報開示性の強化や、様々な人が参加し協議できる機会をより多く設けていきます。

基本方針 4 就労率向上に向けた取り組み

○就職を希望する障がい者、あるいは在職中の障がい者が抱える課題に応じた、雇用と福祉の関係機関との連携の下、就業支援と生活支援の担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援※を行えるような体制を整えていきます。

基本方針 5 災害時における支援体制の充実

○災害時には、障がい者自身や家族による「自助」、近隣住民などによる「共助」が重要となります。さらに、日頃から地域住民、民生委員児童委員、介護関係者などが安否確認や必要な支援※をしていくなど、災害時に支援※の輪から漏れないよう、一人の要援護者に対して複数の支援者を定めるなどの地域の見守りネットワークを中心とする互助による支援体制を整備していきます。

○災害時において、地域と連携し迅速に要援護者の支援※が行えるよう、「災害時要援護者支援制度※」の実施が必須となります。そのため、情報伝達体制や障がい者に配慮した避難所の環境整備など、災害時における要援護者の避難行動や避難生活を支援※する体制を整えていきます。